

重要なお知らせ

東日本大震災で被災した方へ

県では被災した方から、「免許、許可、受験、証明」等の申請に必要な手数料を平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間、徴収しません。

当課へ申請するもので、青森県収入証紙により手数料を納めるものに限ります。
(国の免許等は対象となりません。)

＜申請する際には次の書類が必要です＞

●市町村の発行する「り災証明書」、
または被災したことが確認できる書類

＜実務経験証明の取扱について＞

震災の影響により月80時間を満たさない月があっても、不足時間を他の月で充足でき連続する12か月で960時間以上又は連続する48か月で3840時間以上の実務経験が証明できるのであれば、実務経験として認めることがあります。

詳しくは当課担当者にお尋ねください。